

挨拶ヲ延期シテ頂キタイ

○局長

吾々トシテモ時間的制限ヲ附スル事カ目的デアイカ徒ニ時間ヲ遷延シテ其ノ間ニ所謂「ブローカー」者カ介在シ局人勿論從業員トシテモ決シテ有利ナシ場ニ置カレ得ナイ、デアルカラ諸君、才ニ於テ事情カアルナラ止ムヲ得ナイ

本日午前十時ニ中央斗争委員会ヲ開催シ午後二時中央委員会ヲ開催スル事ニシテ諸君ノ態度ヲ決定スル事ニ同意ナインラバヨイ其ノ間諸君ノ誠意ノ現ル、様ニ努カヲ希望スル

○河野

一昨日ノ回答ニ就テ明答ノ時期ニ非ル時ニ私見ヲ披ク事ハ慎ミタイカ諸務課ニカケル干係上午後三時カ四時ニ明答シタイ

○局長

夫レハ諒トスルカ此ノ際諸君ノ言ハントスルところカアルカト所見ニタルニ

○中島

一昨日ノ回答ニアツタ四十万円ノ分配ハ如何ナル方法ニ於テ為サル、ヤ労働課長並ニ庶務課長等ヨリ話サレタイ

○局長

私トシテハ不合理ナル例ハバ一月月数勤筆ノ場合ニ於テ精勤手高支給ハ出来ナイ男女、別又ハ更改給ニ依ルモニ割減ノ者ノ区別ナク同様に認メル意思デアル

○中島

斯ノ分配ハ年功加俸ノ様ニシテ貫ヒタイ

○船津庶務課長

年功加俸ハ本給デアル該京ハ増收ヲ得タル場合、利益分配デアルカラ左様に取扱ハ出来ナイ

○河野

四十万円ノ利益ニ対スル分配ハ一律ニシテ行ヒタイ

○局長

主旨ハ勿論左様に考ヘテ居ルシ諸君ノ意思ヲ尊重スル